



各 位

平成 23 年 4 月 21 日

会 社 名	N T N 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 森 博嗣
(コード番号	6472 東証・大証 第一部)
問 合 せ 先	執行役員 人事・総務部長 大橋 啓二 (T E L 06-6443-5001)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 20 年 2 月 5 日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては後記Ⅱ 2 ①をご参照ください。）に関する対応方針（以下「現対応方針」といいます。）の導入を決議し、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 109 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

現対応方針は、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現対応方針導入後の情勢変化及び買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様への十分な情報提供及び交渉時間の確保、当社株式に対する濫用的な大規模買付行為の抑止効果等の観点から、現対応方針はなお有用であると判断し、平成 23 年 4 月 21 日開催の当社取締役会において、現対応方針を継続することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、現対応方針の継続に当たり、株券電子化等の法令改正等に伴う所要の修正を行っておりますが、実質的内容に変更はございません（以下、修正後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針は、当社の会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」にかかる取組みのひとつであり、当社定款第 15 条第 1 項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を得られることを条件として発効するものとします。

また、平成 23 年 3 月 31 日現在の大株主の状況は別紙 1 のとおりです。現時点において、当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告等は受けておりません。

本対応方針で引用する法令の各条項は、平成 23 年 4 月 21 日現在施行されている法令を前提とするものです。同日以降に法令の改正があり、当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項又はこれらを実質的に継承する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I 当社における企業価値・株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社グループは「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する (For New Technology Network: 新しい技術で世界を結ぶ)」を企業理念とし、独創的技術の創造、顧客満足度 (技術・サービス) の向上、グローバル化の推進と国際企業にふさわしい企業形態への変革を進めるとともに、環境への負荷低減及び資源循環型社会の構築を目指しております。この理念のもとに企業活動を健全に継続し、株主の皆様を始め、お客様、従業員、地域社会の皆様等、あらゆるステークホルダーに対して企業価値を最大化することが企業としての使命であると考えております。

平成 23 年 4 月からスタートした中期経営計画「躍進 2013」(平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月)は、創業 100 周年 (平成 29 年度)での売上高 1 兆円の達成に向け、事業拡大を推進する成長過程と位置付けています。成長市場を中心にグローバルに事業を拡大すると共に、産業機械・補修市場への拡販を推進します。人を活かし、社会に貢献するグローバル企業として、強力な商品開発力と市場開拓力で絶えず進化、成長し続ける企業を目指し、企業価値を創造することを最重点課題とした以下の施策を実施しております。

- ① “規模に依存しない企業体質”への取組み継続と着実な成果の積上げ
- ② 自動車事業の大幅な利益率改善と産業機械・補修市販の拡販
- ③ 新市場への事業拡大と新技術による新たな事業の確立
- ④ グローバルなマトリックス組織(事業/地域)の構築とサポート体制の強化
- ⑤ グローバル事業展開を支える人材の獲得・育成

当社グループは、今後とも中長期的な視点に立ちながら、品質第一を基本としてグローバルに経営資源を戦略商品群に投入し、商品力・サービス力・提案力を高め、継続的な成長を図り、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

II 大規模買付ルール of 目的及び概要

1 大規模買付ルール of 目的

当社グループにおきましては、上記の企業理念や中期経営計画「躍進2013」のもと、当社グループの継続的な成長を図り、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりますが、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や同意等のプロセスを経ることなく、突如として一方的な株式の大規模買付を強行するといった動きが顕在化しております。

当社取締役会は、当社株式に対するあらゆる大規模な買付行為を一概に否定するものではありません。当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、これに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。もっとも、株主の皆様が適切な判断をしていただくためには、特に当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、あらゆるステークホルダーに対して企業価値を最大化する経営を行っている当社グループの取組みに対する理解なくしては困難であり、株主の皆様が大規模買付者 (本対応方針における「大規模買付者」の定義につきましては後記 2①をご参照ください。) による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評

価・意見等が適切に提供されることがと株主の皆様が検討を行うに相当な期間が設けられることが必要不可欠であると考えております。

また、当社株式を売却せず継続的に保有するお考えの株主の皆様にとりまして、大規模買付者が指向する、あらゆるステークホルダーとの関係についての方針を含む経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料であると考えております。

当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合、上記Ⅰで述べた取組みの遂行に大きな影響を与えかねませんので、当社取締役会にかかる大規模買付行為の是非につき最終的判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、また大規模買付者の意図する買収後の当社の経営方針や事業計画等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものか否かを評価・検討する責務を負うと考えております。また、かかる評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものであると判断した場合には、買収提案の内容を改善すべく大規模買付者と交渉するとともに、必要な場合は対抗措置を講ずる必要があると考えます。当社取締役会の提案する大規模買付ルールは、当社に対する買収行為の一切を排除しようとするものではなく、買収行為を行おうとする者が買収条件等について十分な情報を株主の皆様を提供することを確保するとともに、当社取締役会と誠実かつ真摯に交渉する機会と時間を確保し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ることを目的とするものです。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり大規模買付ルールを設定しており、大規模買付者に対してその遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告に基づき対抗措置を取ることができるものとします。これは、大規模買付者に対してその情報提供に関する合理的なルールを予め設定し、大規模買付者にそのルールの遵守を求めることが、株主の皆様にとって必要な情報の確保のために必要であると考えられるからです。また、かかるルールを予め設定し透明性を図ることは、かかるルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社及び株主の皆様の利益となるような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼすことを未然に防止できるものと考えております。

2 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、それに基づき当社取締役会が一定期間、評価・検討を行い、それらを踏まえて株主の皆様が適切な判断をなし得る状態となった後、初めて大規模買付行為を開始することが認められる、というものです。大規模買付ルールの概要は次のとおりであり、大規模買付ルールに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは別紙2のとおりです。

① 大規模買付ルールの対象

本対応方針においては、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為を「大規模買付行為」とし、また当該買付を行う者を「大

規模買付者」として、大規模買付ルールへの遵守を求めます（ただし、買付行為の前に当該買付につき当社取締役会の承認がある場合を除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。）。

② 大規模買付ルール遵守誓約書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約書（以下「大規模買付ルール遵守誓約書」といいます。）を提出していただきます。なお、大規模買付ルール遵守誓約書には、大規模買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

③ 大規模買付情報の提供とその開示

当社はこの大規模買付ルール遵守誓約書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様及び当社取締役会が当該大規模買付行為を評価・検討するために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、かかるリストに記載の情報を提供していただくこととします。なお、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- ・大規模買付者及びそのグループの概要
- ・大規模買付行為の目的及び内容
- ・大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ・買付対価の算定根拠
- ・買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含みます。）の名称その他の概要を含みます。）
- ・大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ・大規模買付行為完了後における当社及び当社グループのお客様、従業員、地域社会の皆様等のステークホルダーの処遇方針等

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主及び投資家の皆様に開示します。

④ 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールへの遵守の有無にかかわらず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するために必要であると判断される場合には後記Ⅴ記載の対抗措置を取ることがありますが、その場合の当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した機関として、社外取締役及び社外監査役3名で構成される特別委員会を設置しております（特別委員

会規則の概要は別紙3のとおりです。また、特別委員会の委員は別紙4のとおりです。))。

当社取締役会が対抗措置を取る場合は、当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の可否を諮問し、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づき当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に照らし、適切かつ効率的に行われるようにするため、特別委員会は当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の判断に原則として従います。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。また、特別委員会は、大規模買付者から提供される情報が大規模買付情報として十分であるか、不足しているかを判断して当社取締役会に勧告を行うとともに、当社取締役会が必要に応じて諮問する事項につき当社取締役会に対し勧告を行います。特別委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるとの勧告を行ったときは、当社取締役会は大規模買付者に対してそれ以上の追加情報を求めないものとします。

⑤ 取締役会評価・交渉期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した時点で、その旨を大規模買付者に通知するとともに、大規模買付情報の提供が完了した事実を株主及び投資家の皆様に適時に開示します。

そして、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した日の翌日から起算して、最大60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は最大90日（上記以外の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます（ただし、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとしますが、その場合、株主及び投資家の皆様に対し、延長した理由及び延長する日数を開示いたします。なお、特別委員会は取締役会評価期間の最終日の遅くとも10日前までに、取締役会に対して勧告を行うこととします。）。大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を行うことができますが、他方で、大規模買付行為が、取締役会評価期間の経過前に行われた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を得た上で、対抗措置を取ることができるものとします（なお、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為が行われた場合の当社取締役会の対応方針等につきましては後記Ⅲをご参照ください。）。取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取り纏め、株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

Ⅲ 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、大規模買付者による買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断していただくためです。

しかしながら、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります（新株予約権の無償割当ての概要につきましては後記Ⅴをご参照ください。）。他方で、当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。

なお、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われる等、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、原則として特別委員会の勧告に従います（特別委員会は、当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置としての新株予約権の発行が許容されない旨を当社取締役会に勧告します。）。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告の概要及びその判断の理由等について適時に株主及び投資家の皆様に開示を行います。

- ① 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で株式を当社及び当社関係者に引き取らせる目的で行われる買付
- ② 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的で行われる買付
- ③ 経営支配後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等（ノウハウ、知的財産を含みます。）を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的で行われる買付
- ⑤ 上記①から④に定める以外に、大規模買付者が真摯に当社の合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による当社の支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- ⑥ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主の皆様

に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収（ただし、部分的公開買付であることをもって当然に本号に該当するものではありません。）

IV 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を得た上で、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。この対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。よって、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

なお、大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合でも、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行う場合があります。そして、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われる等、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

V 具体的対抗措置としての新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 割当対象株主及び当該株主に対する割当数

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。以下同じ。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てます。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

③ 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定めるものとします。

④ 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数を上限として当社取締役会が別途定める数とします。

⑤ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個につき払込みをなすべき額は、1円とします。ただし、後記⑨に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

⑥ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑦ 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。ただし、後記⑨に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

⑧ 新株予約権の行使条件

(ア)大規模買付者、(イ)大規模買付者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含みます。)、(ウ)大規模買付者の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含みます。)、若しくは(エ)(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者から、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は(オ)(ア)から(エ)のいずれかに該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、若しくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項)をいいます。)は、原則として、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を行使することができないものとします。

⑨ その他

当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。その場合には、大規模買付者その他の株主とで取得対価等について異なる取扱いをすること、又は、大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないこともあります。新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

VI 本対応方針の有効期間、失効及び変更

本定時株主総会において、本対応方針の継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、本対応方針は効力を生じません。

本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただけた場合、本対応方針は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針の継続に関する当社株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、特別委員会の承認を得た上、本対応方針の一部を見直し、又は変更する場合があります。

なお、当社取締役会は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主及び投資家の皆様に適時に開示いたします。

VII 本対応方針の合理性

1 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本対応方針は、経済産業省が設置した企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮しております。

2 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応方針は、上記のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

3 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針につき株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において、本対応方針の継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただくこととし、かかるご承認がいただけない場合には、本対応方針は効力を生じません。

また、本対応方針の有効期間は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

4 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社取締役会から独立した社外取締役及び社外監査役から構成されております（特別委員会の委員選任基準等については別紙3をご参照ください。）。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主及び投資家の皆様を開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

5 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上記Ⅲのとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保されているものといえます。

6 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正性、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

7 デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされています。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

VIII 本対応方針の株主及び投資家の皆様に与える影響等

1 継続時の影響

大規模買付ルール継続時には、新株予約権の無償割当ては行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

2 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記の対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した者、上記Ⅲ①から⑥のいずれかに該当する大規模買付行為を行う大規模買付者や上記Ⅴ⑧(ア)から(オ)のいずれかに規定する者については、対抗措置が取られた場合には、結果的に、法的及び経済的側面において不利益が生ずる可能性があります。

なお、当社は、新株予約権の無償割当ての基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3 対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要な手続

株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただ

く必要があります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができると定めた場合には、当社が手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社の所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令、証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

（注１） 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注２） 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）である場合の大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注３） 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定される株券等をいいます。

以 上

(別紙 1)

当社の大株主の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

1. 発行可能株式総数 1,800,000,000 株
2. 発行済株式総数 532,463,527 株
(うち自己株式数 824,400 株)
3. 株主数 28,654 名

4. 大株主

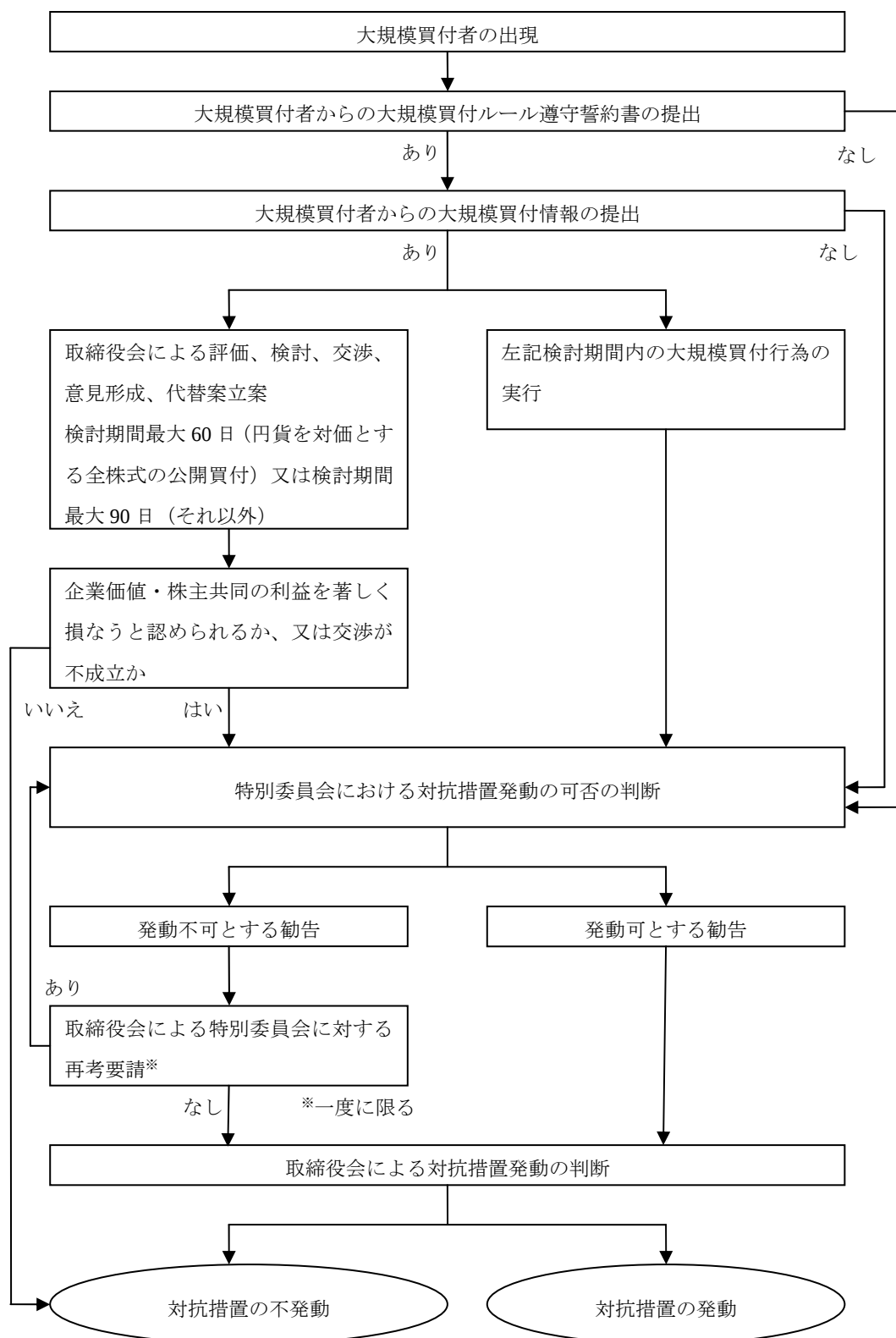
株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,608	6.12
第一生命保険株式会社	23,278	4.37
明治安田生命保険相互会社	22,467	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,749	4.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,674	4.07
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,870	2.22
日本生命保険相互会社	11,507	2.16
東京海上日動火災保険株式会社	11,011	2.06
NTN共栄会	10,069	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	9,410	1.76

- (注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて計算しております。
2. 出資比率は、発行済株式総数に対する割合で算出しております。

以 上

(別紙2)

大規模買付ルールに関する手続の流れ（概要）



以 上

(別紙3)

特別委員会規則（概要）

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 特別委員会は、取締役会の決議により設置する。
- ② 特別委員の人数は3名とする。
- ③ 特別委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者又は取締役、監査役若しくは執行役として経験のある社外者のうちから選任する。
- ④ 特別委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 特別委員の任期

特別委員の任期は、選任の日から選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りでない。

3. 特別委員の選任基準

次に掲げる者は特別委員に選任されることができない。

- (1) 自らが過去に当社の業務執行取締役又は使用人であったか、又は2親等以内の親族が過去に当社の業務執行取締役又は使用人であった場合
- (2) 自ら又は2親等以内の親族が過去3年間内のいずれかの1年間に当社から1,000万円超の報酬（取締役報酬、監査役報酬は除く）を受け取っている場合
- (3) ①自ら又は2親等以内の親族が、当社の会計監査又はコンサルティング業務を行っている監査法人の社員であるか、②自らがそのような監査法人の使用人であるか、③2親等以内の親族がそのような監査法人の使用人であり、その監査法人の監査業務、コンサルティング業務等に従事しているか、④自ら又は2親等以内の親族が過去3年以内にそのような監査法人の社員又は使用人であり、その間に当社の会計監査又はコンサルティング業務に従事したことがあるか、のいずれかの場合
- (4) 自ら又は2親等以内の親族が過去3年以内に他社の業務執行取締役であったことがあり、かつ、当社の現在の取締役が過去3年以内にその他社の社外取締役又は社外監査役であった場合
- (5) 自ら又は2親等以内の親族が他社の業務執行取締役又は使用人である場合において、過去3事業年度において当社がその他社に対して物品又は役務の対価として支払った金額、又は、その他社が当社に対して物品又は役務の対価として支払った金額が、1億円若しくはその他社の連結売上高の2パーセントのいずれか高い方の金額を超える場合

4. 決議要件

特別委員会における決議は、特別委員の過半数をもって行う。

5. 取締役会への勧告

特別委員会は、取締役会に対し、大規模買付者から提供される情報が大規模買付情報として十分であるか否か、また、その大規模買付行為に対して対抗措置を発動することが許容されるか否かについて勧告を行う。特別委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

6. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を得ることができる。

以 上

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴等

氏名 川端 壽二

(昭和14年12月21日生)

略歴 昭和37年3月 金沢大学法文学部卒業
昭和37年4月 京阪神急行電鉄株式会社(現 阪急電鉄株式会社) 入社
平成8年6月 同社常務取締役 人材開発室長
平成10年6月 阪急バス株式会社 代表取締役社長
平成10年12月 ニッポンレンタカーサービス株式会社 取締役
平成19年4月 阪急バス株式会社 相談役
平成20年6月 当社社外取締役(現任)

※ 川端壽二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名 加護野 忠男

(昭和22年11月12日生)

略歴 昭和45年3月 神戸大学経営学部卒業
昭和63年11月 同大学経営学部教授
平成10年4月 同大学経営学部長
平成11年4月 同大学経営大学院教授
平成16年6月 当社社外監査役(現任)

※ 加護野忠男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名 石井 教文

(昭和31年7月3日生)

略歴 昭和54年3月 中央大学法学部法律学科卒業
昭和60年4月 判事補任官
平成4年5月 弁護士登録(大阪弁護士会)
大阪西総合法律事務所(現 弁護士法人大阪西総合法律事務所) 所属(現任)
平成16年4月 京都産業大学大学院法務研究科教授(現任)
平成18年11月 全国倒産処理弁護士ネットワーク常務理事(現任)
平成19年6月 当社社外監査役(現任)

※ 石井教文氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上